



NO. 822

平成31年

2月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。

広報



カタログポケット このアイコンを探してね



●発行 八街市  
●編集 総務部秘書広報課  
●発行日 毎月1日・15日  
〒289-1192  
千葉県八街市八街ほ35番地29  
☎(043) 443-1111  
FAX (043) 444-0815  
ホームページ  
https://www.city.yachimata.lg.jp/  
カタクリの花

人口の動き 1月1日現在 人口 70,343人 (前月比-117人) 男 35,900人 女 34,443人 世帯数 31,576世帯

# 市県民税の申告・所得税及び復興特別所得税の確定申告

確定申告にはマイナンバーと本人確認書類の提示またはコピーが必要です

八街市役所の申告期間  
2月18日(月)～3月15日(金)

## 八街市役所の申告受付期間・会場など

市役所では、市県民税の申告と簡易な所得税及び復興特別所得税の申告相談を受け付けます。

確定申告は、マイナンバーの記載が必要となりますので、マイナンバーカードの両面コピー、または、通知カードと免許証もしくは健康保険証などのコピーをお持ちください。

時 2月18日(月)～3月15日(金) (土曜・日曜日を除く)  
(3月10日(日)は受け付けます)

開場 午前8時30分～

受付 午前9時～正午・午後1時～4時

※開場と申告受付開始の時間に変更となりました。

場 市役所第4庁舎 第4・第5会議室

### 受付方法

- ・申告会場内の受付表に、氏名をご記入のうえ、お待ちください。長時間お待ちいただくこともあります。
- ・午前中に「午前の部」の所定人数に達した場合は、引き続き「午後の部」の受付を行います。

### 市役所で確定申告ができないもの

譲渡所得 (土地・建物・株式など)・青色申告・贈与税・相続税・消費税など  
(作成した申告書は提出できます)

### 自書申告コーナーをご利用ください

申告会場に、記入例を見ながら申告書をご自身で作成できる自書申告コーナーを用意してあります。  
※申告書などの控えが必要な方は、必ずその場で申し出てください。(後日交付はできません)

問 課税課 ☎ 4 4 3 - 1 1 1 6

## 成田税務署の申告受付期間・会場など

イオンモール成田で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書作成と提出ができます。

時 2月14日(木)～3月15日(金) (土曜・日曜日を除く)  
(2月24日(日)・3月3日(日)は受け付けます)

午前9時～午後4時

(午前9時～10時の入口は2階C入口のみです)

場 イオンモール成田 (2階イオンホール)

○申告期間中は、成田税務署に申告書作成会場はありません。

○納税証明書は、イオンモール成田会場では発行していません。

○イオンモール成田会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、または最寄りの金融機関で納税してください。

### 国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告作成コーナー」は、金額などを入力すれば自動で申告書が作成できます。

また、1月から「e-Tax」のID・パスワード方式を導入しました。マイナンバーカードやICカードリーダーライターがなくても、ID・パスワードだけで自宅のPCやスマホなどから確定申告ができます。作成した申告書は、印刷して提出できるほか、「e-Tax」を利用して送信できます。

ID・パスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、最寄りの税務署にお越しください。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

問 成田税務署 ☎ 0 4 7 6 - 2 8 - 5 1 5 1



## 市役所で申告できるもの

### ○市県民税

平成31年1月1日現在市内在住の方で、確定申告は不要でも、平成30年中に次のような所得があった方は、市県民税の申告をする必要があります。

- ・事業所得があった。
- ・給与所得者で、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない。
- ・給与所得以外に所得があった。
- ・公的年金の所得以外に所得があった。
- ・公的年金受給者で医療費控除や生命保険料控除などを受けようとする。
- ・市内に住んでいないが、平成31年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にあった。
- ・所得のなかった方で、誰の扶養にもなっていない、または別世帯の扶養親族になっている。
- ・上場株式などに係る配当所得などで、市民税・県民税の計算で異なる課税方式を選択する。

この申告は、平成31年度市県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定をするうえで基礎となりますので、収入がない場合でも申告をお願いします。また、申告されないと、児童手当の認定を請求するときや融資を受けるときなどに必要な税務証明を発行することができません。

※ご自身で確定申告をする場合や、勤務先が市役所に給与の支払報告をしている場合は、申告をする必要はありません。

問 課税課 ☎ 4 4 3 - 1 1 1 6

## 成田税務署で確定申告できるもの

### ○年金所得のある方

公的年金収入が400万円以下で、ほかの所得が20万円以下の方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告の義務はありません。(所得税及び復興特別所得税が還付になる方は、確定申告をしてください)  
※市県民税の計算で、医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、市県民税の申告が必要です。

○所得税及び復興特別所得税の還付申告ができる方  
給与所得者の方や年金受給者の方で、確定申告をする必要がなくても、次に該当する場合は、確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

- ・マイホームをローンなどで取得した方
- ・多額の医療費を支払った方
- ・年末調整で控除の手続きができなかった方
- ・年の途中で退職したため、勤務先で年末調整を受けられなかった方

【2ページへ続きます】

記号の見方

時

場

内

対

定

費

申

込

切

持

持

物

問

い

合

わ

せ

4  
4  
4  
|  
0  
8  
1  
5